

令和2年度国民健康保険の 特定健診を開始

市の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のため、特定健康診査（特定健診）を実施します。対象の方には受診券等を5月下旬以降、順次発送します。

【令和2年4月1日以降継続して市の国民健康保険に加入している方で、令和2年度中に40～74歳になる方（令和2年6月1日以降、当該年度中に75歳になる方も含む）※6か月以上入院されている方など、一部対象にならない場合があります】

【健診項目】左表のとおり
他同じ年度内に特定健診を受けた場合は、人間ドック補助の対象となりませんので、ご注意ください

【市が実施する特定健診の対象とならない方】
▽生活保護受給者等の保険未加入の方、令和2年4月2日以降に保険が変わった方は対象となりません。

【市が実施する特定健診の対象とならない方】
▽生活保護受給者等の保険未加入の方、令和2年4月2日以降に保険が変わった方は対象となりません。12月に実施する集団健診を受診してください

特定健診の健診項目
<p>【基本的な健診項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷質問事項（問診票） ▷身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ▷身体診察、血圧測定 ▷血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ▷肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ▷血糖検査（空腹時血糖およびHbA1c） ▷尿検査（尿糖、尿蛋白） <p>【詳細な健診項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷貧血検査（赤血球、色素量、ヘマトクリット） ▷心電図検査 ▷生化学検査（クレアチニン） ▷眼底検査※内科健診の結果、医師の判断により実施
フォロー健診の健診項目
<p>【内科項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷生化学検査（尿酸） ▷血液学検査（白血球） ▷胸部レントゲン検査 <p>【眼科項目】</p> <p>内科健診の結果、医師の判断により実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷眼底検査、眼底撮影、視力検査、眼圧測定



4月1日から、賃貸借契約に関する民法のルールが変わりました

【事例1】
賃貸アパートを退去することになりましたが、大家さんから日焼けしたクロスや張替費用を求められました。クロスの張替費用まで負担することに納得できません。

【回答】
賃貸借契約が終了した場合には、賃借人は賃借物を原状に戻して賃借人に返還しなければならぬと解されています。また、この原状回復義務の範囲について、一般に、通常損耗および経年変化はその対象に含まれていないと解されています。しかし、これらのルールは改正前の民法の文言上は明確ではありません。

改正後の民法では、賃借人は、賃借物を受け取った後に生じた損傷について原状回復義務を負うこと、しかし、通常損耗や経年変化については原状回復義務を負わないことを明記しました。

【事例2】
家を借りた際に「保証金」という名目で賃料債務等の担保として金銭を差し入れた。

【事例3】
敷金とは、賃貸借に基づいて賃借人が負うこととなる金銭債務を担保するため、賃借人が賃借人に交付する金銭のことです。建物等の賃貸借に当たっては敷金が授受されるのが一般的ですが、改正前の民法には、敷金の定義や敷金返還請求権の発生時期についての規定はありません。

改正後の民法では、これまでの実務に従い、敷金を「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する名目で、賃借人が賃借人に交付する金銭」と定義しました。

その上で、判例に従い、賃貸借契約が終了して、賃借物が返還された時点で敷金返還義務が生じること、その額は受領した敷金の額からそれまでに生じた金銭債務の額を控除した額であることなどのルールを明確化しています。

ました。賃貸借契約が終了し、家を退去しましたが、賃料の未払い等はないのに、大家さんは差し入れた金銭を返還してくれません。

【事例4】
このほかに、賃貸借継続中のルールや賃貸借契約から生ずる債務の保証に関するルールも変更になりました。詳しくは消費生活相談室にお問い合わせください。

【事例5】
昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅2階建て以下の一戸建て住宅

【事例6】
実施調査機関（一社）東京都建築士事務所協会南部支部
電話、ファクスまたはEメールで住所・氏名（ふりがな）・電話番号またはファクス番号・建築年月日を、まじぶくり推進課住宅係（☎042-387-9861 FAX 042-387-1233）へ
Eメール ☎060899@koganeis.h.jp

【事例7】
雨水貯留施設の設置費の一部を補助
雨水の積極的な有効利用と節水活動を目的に、雨水貯留施設（雨水タンク等）の設置費用の一部を補助します。日々の散水やいざというときの生活用水として設置してみませんか。

【事例8】
補助金を申請できる方は、購入前にご相談ください。
▽市内で所有または使用する建物に設置する方▽市税等の滞納のない方

【事例9】
補助金額貯留施設本体の購入金額の2分の1以内（限度額3万円）
環境政策課環境係（☎042-387-9817）

【事例10】
木造住宅無料簡易耐震診断
昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅2階建て以下の一戸建て住宅

【事例11】
実施予定件数年間30件
実施調査機関（一社）東京都建築士事務所協会南部支部
電話、ファクスまたはEメールで住所・氏名（ふりがな）・電話番号またはファクス番号・建築年月日を、まじぶくり推進課住宅係（☎042-387-9861 FAX 042-387-1233）へ
Eメール ☎060899@koganeis.h.jp



【事例12】
補助金額貯留施設本体の購入金額の2分の1以内（限度額3万円）
環境政策課環境係（☎042-387-9817）

写真ニュース

宮崎英子さんが令和元年度スポーツ推進委員功労者表彰を受賞

25年間にわたり、市のスポーツ推進委員（旧体育指導員）として活躍されてきた宮崎英子さん（写真中央）が、文部科学省からスポーツ推進委員功労者表彰を受賞しました。この賞は、スポーツ推進委員として地域スポーツの推進に顕著な功績を残した方に贈られるものです。



今年2月の市長表敬訪問の様子

令和2年国勢調査の 調査員を募集中

- 任命期間 8月下旬～10月下旬（予定）
- 報酬 7万円程度（2調査区担当の場合の予定額）
- 応募資格 ▷20歳以上の調査活動ができる健康な方▷警察官、選挙に直接関係していない方▷暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方
- 申込書配布総務課（市役所本庁舎1階）、市役所第二庁舎1階受付、主な市内公共施設、市ホームページ
- 他簡単な面談を実施予定のため、事前にご連絡ください。申込書は、受験者本人が持参してください。代理の方や郵送による提出はできません
- 6月15日までに、申込書に必要事項を明記し、直接、総務課庶務係国勢調査担当（☎042-383-1111内線2416）へ

